## 武蔵野市建築物環境配慮指針

### 1 趣旨

この指針は、武蔵野市環境基本条例(平成11年3月武蔵野市条例第9号)第2条に規定する基本理念に基づき、環境への負荷の低減を図り、環境と共生する都市を構築するため、建築主が配慮すべき事項を定めるものとする。

### 2 対象

この指針の対象は、武蔵野市内で建築または増改築される建築物のうち、建築基準法 (昭和25年5月24日法律第201号)第6条の規定に基づく建築確認申請を必要とする 建築物とする。なお、増改築に際し同第6条の規定に基づく建築確認申請を必要としな い建築物についても、1に掲げた趣旨を実現するために、本指針に準拠した建築物とな るように努めるものとする。

# 3 環境配慮事項

環境配慮事項は次に掲げる事項とする。なお、当該環境配慮事項の他、本指針とは別に条例・規則等で環境配慮に関する規定がある場合は、その定めに従うものとする。

(1) 建築物躯体の断熱化

外壁・屋根・窓等からの熱損失を防止するため、断熱性の高い材料・構法、気密性の良い建具等を採用する。

- (2) 自然採光、自然通風の利用
  - 自然エネルギーの直接利用により環境への負荷を低減させるため、天窓 (トップライト)、自然換気等の方式を採用する。
- (3) 再生可能エネルギーの利用 自然エネルギーの変換利用により環境への負荷を低減させるため、太陽光発電、 太陽熱温水器、地中熱利用等の方式を採用する。
- (4) エネルギーの効率的利用 エネルギーの効率的な利用を促進するため、BEMS・HEMS、蓄電池等を採用する。
- (5) 空調設備の省エネルギー化 空調設備の消費エネルギーを低減させるため、高効率空調機等を採用する。
- (6) 照明設備の省エネルギー化 照明設備の消費エネルギーを低減させるため、高効率・調光型・昼光連動制御型 の照明器具、人感センサー等を採用する。
- (7) 給湯設備の省エネルギー化 給湯設備の消費エネルギーを低減させるため、高効率型給湯機、エネファーム等 を採用する。

# (8) 節水型設備の採用

水の使用量を削減するため、節水型便器・水栓、トイレ用擬音装置等を採用する。

(9) エコマテリアルの利用

使用する資材の製造・使用・廃棄時における環境負荷を低減させるため、再利用 可能資材、再生資材、間伐材等を利用する。

(10) ヒートアイランド対策

都市域の気温上昇を防ぐため、保水性舗装や壁面・屋上緑化、ドライミスト等の 方法を採用する。

## 4 建築物環境配慮事項協議書

3に掲げた環境配慮事項の取組について協議するために、別途様式「建築物環境配慮事項協議書」を定める。

付 則

この指針は、平成29年7月1日から施行する。